

# 荒天の際の対応

生徒手帳(38～39 ページ)「8.荒天の際の対応措置」

## (1) 台風等の場合

生徒が登校する前に、東京 23 区西部に「大雨」と「暴風」、両方の【警報】が発令された時。

- 1 当日朝 6 時の段階で発令されていない場合は、平常通り授業を行う。
- 2 当日朝 6 時の段階では発令されているが、午前 8 時の段階で解除されていれば、3 時限の授業(午前 10 時 40 分開始)から行う。
- 3 当日朝 6 時の段階では発令されているが、午前 10 時の段階で解除されていれば、5 時限の授業(午後 1 時 10 分開始)から行う。
- 4 当日朝 6 時の段階で発令されており、午前 10 時の段階でも解除されていない場合には、自宅学習とする。
- 5 発令されていない場合でも、交通機関の状況等により、登校が難しい場合、無理をせず安全に十分注意して行動する。その際、後日、必ず学校に連絡をする。

## (2) 大雪等の場合

生徒が登校する前に、東京 23 区西部に「暴風雪」または「大雪」の【警報】が発令された時。

上記 1～5 のとおりとする。

## (3) 東京 23 区西部に「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、いずれかの【特別警報】が発令された場合

上記 1～5 のとおりとする。

## (4) 生徒が登校した後に、東京 23 区西部に【警報】または【特別警報】が発令された場合

- 1 校長・副校長及び教務部・生徒部ですみやかに対応措置を検討し、生徒の安全を図る。

